

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (七)

——一八七二年九月より一八七二年一月までの記録——

岩村等

No. 58

一八七二年九月四日水曜日

ジョン・ウイリアム・ハート (原告)

対

E・C・カービー商会として

商売を営むE・C・カービー (被告)

被告は、高等法院に上訴する許可を求めている。

数人の当事者に対する審問に基づき、本日より一四日以内に以下の条件に被告が応ずるならば上訴の許可が与えられるべしと命令する。以下の条件とは、左の通りである。

凡例

資料 (1) ~ (10) [以上第一五号]

(11) ~ (24) [以上第一六号]

(25) ~ (42) [以上第一九号]

(43) ~ (57) [以上第二〇号]

(58) ~ (68) [以上第二二号]

(69) ~ (82) [以上第二三号]

(83) ~ (112) [以上本号]

(83) ジョン・ウイリアム・ハート対E・C・カービー
イ (二)

料

資

上訴手続の進行と、手数料、諸費用および訴訟費用の支払いと
 の保証として被告が二五〇ドルの保証金を差し出すべきこと。
 上記の期間あるいは上訴中に、上記の条件が前もって受諾さ
 れるならば、交互計算書の解釈に関する決定は実行されるべき
 であるが、金銭の支払いに関する決定はすべて停止されるべき
 こと。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(84) ジョセフ・ハドソン・マグレガー対ジョン・ヘ

ンリー・ウィグナル

№ 60

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月五日 木曜日

ジョセフ・ハドソン・マグレガー

対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル

原告は約束手形の二〇ドル
 を請求する。

当事者双方が出廷し、訴は撤回される。

六四

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(85) ルウィス・クニフレル、グスタフ・レデリエン

およびアウグスト・エバーズ対リューイン・ジ

ョセフ (一)

№ 62

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月五日木曜日

ル・クニフレル商会のもとで商売を営むルウィス・クニフレ
 ル (Lewis Kniffler)、グスタフ・レデリエン (Gustav Red-
 delien) およびアウグスト・エバーズ (August Evers) (原告)

対

リ・ジョセフ商会のもとで商売を営むリューイン・ジョセフ
 (Lewin Joseph) (被告)

原告は、彼らの代理人 C・アイブスン (Iversen) によって訴
 訟申立書が送達されたと申し立てる。

原告が外国臣民であるので訴訟費用の保証として五〇ドルを

334

335

寄託すべしと命令する。

この命令は受諾せられ、申立書が送達されるように命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(86) ジョン・ウィリアム・ハート対E・C・カービ

イ (三)

№ 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月七日土曜日

ジョン・ウィリアム・ハート(原告)

対

E・C・カービ(被告)
ルズ・カービイ(被告)

一八七二年九月四日水曜日付の当法廷の命令により、

本訴訟で問題となつてゐる投機の利益が考慮されるべきこと、

このために幾人かの当事者が本日すなわち一八七二年九月

七日午前一〇時に当法廷に出廷すべきこと、

336

エンジンの費用を除く仕事の費用の5%がこれらの利益から控除され、被告から原告に支払われるべきこと、

残りの利益の半分が被告から原告に支払われるべきこと、

訴訟費用が確定され、被告により支払われるべきこと、

が命ぜられた。

現在、数人の当事者が定められた本日一八七二年九月七日土

曜日に出廷し、原告は本人が、被告は代理人が出廷している。

事案における当事者の審問により、上記投機の利益が四〇〇〇

ドルになること、

エンジンの費用を除き、仕事の費用の5%が六五〇ドルとなり

り被告により原告に支払われるべきこと、

前記六五〇ドルの金額を控除した利益の残金が三三五〇ドル

となり、利益の前記残金の半額が一六七五ドルとなり、被告よ

り原告に支払われるべきこと、

訴訟費用が六四ドル六三セントとなることそれゆえ、上記の

命令により被告より原告に対して支払われるべき金額が二二二

五ドルと訴訟費用六四ドル六三セントとであること、

が認定された。

したがって、本日より暦月一カ月以内に被告は訴訟費用六四

ドル六三セントとともに、前記二二二五ドルを原告に支払うべ

料しと命ずるものである。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

資

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(87) ジョージ・シンプソン・カー対ジェームズ・マ

ッキーバー

No.5警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一〇日火曜日

ジョージ・シンプソン・カー

(George Simpson Carr)

(英国船オケアーナ号の船長)

対

ジェームズ・マッキーバー

(James McIver)

被告は、告発を認諾した。

それゆえ、被告が直ちに船上に移送されるべきこと、六ドル七五セントが被告の将来の賃金から控除されるべきであり、そ

339

の金額は被告の反則を理由として船長によって適切に課された費用であつて、すなわち、五ドルは被告の逮捕のための費用、二五セントは拘留中の食事代、一ドル五〇セントは訴訟費用である。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(88) 故ジョージ・ローズ・マッケンジーの件

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二一日水曜日

故ジョージ・ローズ・マッケンジーの件について

エドワード・チャールズ・カービィは、故人の遺言において

指名された単独の遺言執行者として遺言検認の認可を申請する。

申請通り遺言検認が認められるべしと命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

339

(89)

G・ドモニイ商会のもとで商売に従事するG・ドモニイとアルフレッド・プラマ対ジエームズ・ハーデイ (三)

No. 41

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一日水曜日

G・ドモニイ商会のもとで商売に従事するジエームズ・ドモニイとアルフレッド・プラマ (原告)

対

ジエームズ・ハーデイ (被告)

一八六五年の中国と日本についての枢密院令と一八六九年の債務者法により発行された召喚状により、原告に対して六六ドルと訴訟費用六ドルとを被告が支払うように命じる命令が発行された一八七二年七月二十七日以来、被告が所有しているか所有していたかもしれない財産について宣誓して証言するため、被告は出廷した。

原告は、代理人であるフレデリック・クラッチレイが出廷した。

本訴訟においてその後負った訴訟費用六ドルと六六ドルとを

(340)

被告が支払い、また、本日午後三時より前に残りの六ドルを支払うことを被告が約束したので、審問は、午後三時まで延期された。

午後三時

被告は出廷し残金を支払ったので、以後の手続は中止された。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英國領事館の印

(90)

ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービー (四)

No. 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一日水曜日

ジョン・ウィリアム・ハート (原告)

対

E・C・カービー商会として商売を営むエドワード・チャールズ・カービー (被告)

(341)

料

資

被告は、一八七二年九月四日の命令の中で指定された保証金提出の期日を七日間延長するように申請した。幾人かの当事者に対する審問に基づき、一八七二年九月二〇日の朝九時かそれ以前に郵便船が兵庫に到着した場合には、同日の午前一時まで期日が延長されるべきこと、

郵便船が上記の時間に到着しないが、その日のうちに到着した場合には、期日が上記郵便船の到着後二時間まで延長されるべきこと、

しかし、上記の時間に郵便船が到着するしないにかかわらず、期日は、前記一八七二年九月二〇日を超えて延長されることはないこと、

証拠E、F、H、Jの写しが証拠金に添付されねばならず、さもなければ、保証金の提出について秘密院令によって最初に定められた期間を超えて保証金は受領されてはならないこと、が命ぜられた。

本命令の申請費用二ドルは被告によって支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(1) 女王対ジョン・ウッド・ローズ
No 21 刑事

女王陛下下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二日木曜日

女王(岩吉の訴えにより)

対

ジョン・ウッド・ローズ
(John Wood Rose)

被告は、告訴人岩吉に対し一八七二年九月六日に暴行を働いたとして告発された。

被告は、無罪を主張した。

岩吉は、真実を語るように正式に警告されて陳述した。私は二二番の所有するガンボートの船員である。岩吉もそのガンボートの船員であった。彼はガンボートの所有主から賃金を一切受け取らなかつたので、白い蒸気船に働きに行った。彼は、七月一日から一両三分を受け取った一〇日まで働いた。それから彼が白い蒸気船に行った一八日まで働き続けた。私は、七月一日から働いた。私は、一〇日までの支払いを受けた。私は二四日まで働いた。その日、私は被告から書状を一通受け取り、それを二番の主人に持っていった。私は主人から五両を受け取り、主人は翌朝残りを取りに来るように言った。私は、この五両を被告の妻に渡した。私は、私の賃金として彼女から三両を

受け取った。私は、翌朝戻った。主人は、まさに翌日の朝来るようにと私に言っていたのである。二五日の朝、私は主人のところへ戻ったが、金は一銭も受け取らなかった。二六日に、被告は上陸した。彼が戻ってきた時に、被告は、主人から金を受け取ることができなかったと言って、私と他の者に運上所に訴附したから運上所へは行かなかった。私は行くつもりはない、彼の妻が二両持っているので一両を私に与えるべきだと言った。被告は、少年に三両を支払ったと言った。私は彼に、それをその少年に与える権利は彼にはない、私に一両を渡すべきだと言った。私は、二〇日から二四日の間に、被告から食料を若干もらった。彼は、私に食料を与えたので一両を渡す気はないと言った。私は、被告の妻に、あなたは馬鹿のように振る舞っていると言った。彼の妻は、彼に船頭が私を馬鹿と呼んだと言った。そこで、被告は私を殴った。

被告による反対尋問。私は、被告にも彼の妻にも「畜生」という言葉を使用しなかった。私は、オールで被告の妻を殴らなかつた。オールは、我々が小さいボートに乗っていた時に、私がオールをボートに引つ張った時に彼女に当たった。彼女は、「あなたは何故私をオールで打ったのか」と言った。私は、打つつも

りはなかつた。オールを中へ入れるためにオールが当たつたのであると言った。私は彼女を「ラシャめん」とは呼ばなかつた。被告は、右のこぶしで一回、左のこぶしで一回、私を殴った。法廷に対して。先月の二六日と言つたのは間違いで、今月の四日であつた。

署名 岩吉(岩吉の自署)

これで、告発側の陳述を終了する。

ジョージ・ウォーカー (George Walker)、兵庫の W・ハウル 閣下
に雇われている製缶工兼エンジン整備工は、正式に宣誓して陳述した。私は、事件が発生した時に、ガンボートに乗船していた。告発人は、日本人の女性と賃金について口論していた。彼は、「泥棒と同じこと」というような悪い日本語を使用していた。被告は、彼に去れと言った。彼は行かなかった。それから、被告は、殴りかからんばかりに彼に近づいたが、彼を殴らなかつた。そして、行ってボートの缶を焚けと彼に言った。告発人は、行ってボートの缶を焚いたあと、戻ってきて再び悪い言葉を使いはじめた。私は、「畜生」という言葉をはっきり覚えてる。それから、被告は彼を殴った。

署名 ジョージ・ウォーカー

判決

料 料 私は、被告が罰金一ドルと訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべしと判決する。

署名 H・S・ウィルキンソン

資

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(92) ジョージ・シンプソン・カー対ジエームズ・マ

ッキーバー

No 6

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二日木曜日

ジョージ・シンプソン・カー

(英国船オケアーナ号の船長)

対

ジエームズ・マッキーバー(同

号の船員)

被告は、一八七二年九月一日以降、許可なくかつ正当な理由なしに下船したことで告発された。

被告は有罪を認め、審理のための陳述は、一八七二年九月一日三時金曜日午前一時まで延期され、被告の拘留は継続された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼 判事

兵庫大阪英国領事館の印

一八七二年九月三日金曜日

判決

被告ジエームズ・マッキーバーは居留地監獄に二四時間収監されるべし。逮捕、有罪決定および処罰の全費用は、被告の資金より差し引き、原告より支払われるべし。これらの費用の総計は八ドルであつて、すなわち、逮捕に五ドル、収監に一ドル五〇セント、そして訴訟費用として一ドル五〇セントである。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(93) 日本政府鉄道寮対ジエッシュワ・ウエストモラン

対

No 23 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一七日火曜日

日本政府鉄道寮

対

ジョシュエフ・ウェストモランド (Joshua Westmorland)

被告が病気により出廷できないことが明白であるので、陳述は後日命令のあるまで延期となった。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(94) 日本政府鉄道寮対ボウマン・トンブソン

№22刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一七日火曜日

日本政府鉄道寮

対

ボウマン・トンブソン

被告は、日本政府に雇われているにもかかわらず、一八七二年九月五日に泥酔し、熟練工として自らの仕事に従事できなかったことにより、品行不良でもって告発された。

被告は、上記のごとく当時日本政府に雇用されていたことを認め、有罪と答弁した。

判決

349

被告の賃金の一部、すなわち四日分の賃金あるいは一五ドル七六セントが減額されるべきこと、および被告は訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべきことが命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(95) ジョン・ヘンリー・ウィグナル対ジョン・ウッド・ローズ

対

№28刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一八日水曜日

ジョン・ヘンリー・ウィグナル

対

ジョン・ウッド・ローズ

被告は、召喚状で指定されている原告の品物を窃盗したとして告発された。

被告は、無罪であると主張した。松、亀吉、定次郎およびジョン・ヘンリー・ウィグナルの証言録取書が取られた。

証言録取書が被告に対して読み上げられた。被告は答弁を保留すると陳述した。保釈金を提出しうるかと尋ねられて、被告は、兵庫には友人がいなかったたので兵庫の居留地監獄に収

349

料 容された。彼は、証言録取書の写しを受け取る権利があり、裁判所が無料で写しが与えられるように命じていることを知らされた。被告と居留地看守ローリングとは、必要なものあるいはその他の件について、被告が裁判所と連絡したいと望む時には、ローリングがそのための手段を被告に与え、緊急の場合には、S・ハリスが呼ばれると知らされた。

ジョン・ヘンリー・ウィグナルは、告発と通知の受け取りのために、五〇〇ドルの誓約をなした。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(96) ジョン・ウッド・ローズ対ジョン・ヘンリー・ウィグナル 354

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一八日水曜日

ジョン・ウッド・ローズ

対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル

原告は、賃金の残額九六ドルを請求する。

当事者双方が出廷し、本訴訟の審問は、原告に対する窃盗の告発の審理のあとまで延期されるべしと命令された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(97) 日本政府鉄道寮対ジョン・ロナルド

Na 25 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一八日水曜日

日本政府鉄道寮

対

ジョン・ロナルド (John Ronald)

日本政府側のジョン・イングラッドは、召喚状が撤回されるべしと申請し、一ドル五〇セントの訴訟費用を支払った。

命令

以後の手続を中止することが命ぜられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

No. 26 27 29 30

(98) 日本政府対ジョージ・シンプソン・カー、ウイ

リアム・アレクサンダー・ワトソン

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月一九日木曜日

日本政府 (略式起訴による)

対

ジョージ・シンプソン・カー

(英國船オケアーナ号の船長)

日本政府

対

ウイリアム・アレクサンダー・ワトソン

(オケアーナ号の一等航海士)

一被告らは、一八七二年九月一二日に、同様の犯罪によって告
発されている。

罪状認否を問われて、被告らは無罪を主張した。

大阪に滞在中で不在の税関次官、厚東樹臣七等出仕の代理と
して、兵庫税関のタカアキラ権大風が出廷した。

森有政、兵庫税関の監船吏助勤は真実を語るように正式に誓

(99)

被告らは、一八七二

年九月一日に、日

本国の税関役人によ

って封印されたオケ

アーナ号のハッチを

開封したとして告発

されている。

告され陳述した。日本曆八月九日(九月一日)に、私は、被
告カーが船長である四六番の英國船に欧州時間の五時半に乗船
した。引き戸の小さい入口がある。私が調べた時には、封印は
その上に貼られていた。だがもつと大きい二つのハッチは開封
されていた。前日に乗船した監船吏が乗船してきた。監船吏が
前日に正しくハッチに封印したと確信していた。その日の夕方
役所に戻り、私は、監船長に事実を報告した。

被告カーによる反対尋問。

輪にロープを通し結び目を封印することによって、私は、鍵
のないハッチを縛りつけた。貯蔵用の場所があり、封印すると
不都合となるいくつかの船を除き、私は、全てのハッチに封印
をした。私は、そのような場所を閉鎖しないが、この船には荷
物置場が二つあったので、いつものように上陸した時に、それ
ら両方を封印した。税関に出動する時間は、朝五時であり、オ
ケアーナ号に私が向かったのは五時半ちょうどであったろうと
判断する。我々は、税関の時計が五時をうつやいなや船に向か
った。私は、一二日にはこの船に乗船しなかった。

被告ワトソンによる尋問。私は時計を持っていなかったが、
九日(一日)の朝、船上に行ったのは確かに五時半ではなかつ
た。私は船に行つたあとでいかなる船の鐘も耳にしなかつ

料 た。私は、正午に船の鐘が打つことに気づいており、それがな
んのためか、沖仲仕のためかどうか知らなかったが、三〇分お
きに鐘が鳴ることに気づいていなかった。九日は、私がこの
資 船に乗船した最初の日であった。その後私は一度乗船した。私
が乗船した二回目の場合には、封印は申し分なかった。私は、
船室において、伝令が封印を開封するように言ってきたことを
覚えている。開封しない理由があった。雨が非常に激しく降っ
ており、作業が終了しなかった。私は開封しなかった。伝
令が来た時、私は食事を摂っていた。私は、最初の伝令が何を
言っているのか全くわからなかった。それから二番目の伝令が
やってきた。彼がやってきた時に、私は、食事を終えていなか
ったが、ただちに出かけた。その朝、私はいつもの時間に出発
し、三隻の船を訪問し、乗船して封印を調べ、朝食を摂るため
に船室に降りた。他の船を私が訪問した理由は、同じボートで
行った監船吏を乗船させるためであった。私がオケアーナ号に
乗船する前に、三隻の船を回るために約一時間かかったと思
う。九日には、この船が私が最初に行った船であり、他の船に
は行かなかった。二回目の朝乗船した時には、だれも作業のた
めに待機していなかった。作業を終了させなければならぬ時
には、乗船すると私はいつもただちに開封する。雨の朝、私

は、作業がなされるかどうかを誰にも聞かなかった。質問。終
了しなければならぬ作業があるとあなたが言われたかどうか
にかかわらず、乗船した時にハッチを開けるのがあなたの義務
ではないのか。はい、それは通常の経過であるが、この日の朝
には、私は朝食を摂るために待っていただけである。封印が破
れているのを見た最初の日、私は、それが悪いとは船上の誰
にも言わなかった。夕方に私が上陸しようとした時に、英語を
少し理解している杉山が、私を運びにやってきたボートに乗り
込んでいた。まわりに男達が立っていた時に、杉山は、「これ
スランパン (Strampian) 悪、」というようなことを言った。オ
ケアーナ号の前日の係であった者が彼と一緒に来た。今北俊明
が彼の名前である。
法廷に対して。九日の夕方、私は上陸する時に、封印でハッ
チを固定した。

署名 監船吏助勤 森有政

藤山、兵庫税関の監船吏は、真実を語るように正式に警告さ
れ陳述した。私は、日本暦八月一〇日 (九月一二日) に英国船
オケアーナ号に乗船した監船吏である。五時に税関を離れ、私
は、五時半にオケアーナ号に乗船した。甲板には鉄棒があっ
た。ハッチを開封するのが私の役目であった。しかし私が封印

を見た時に、私は、封印が破られ、鉄棒が約一二フィート引き出されているのを発見した。日本のボートがオケアーナ号に横づけされ、四本の鉄棒がオケアーナ号から引き出されて日本のボートに置かれていた。甲板の二つの箇所には鉄棒が置かれていた。約一〇〇本があちこちに置かれていた。封印の一つが破られていたのを発見し、開封することが私の役目であったので、私は、船をぐるりと回ったところ、すべての封印が破られているのを発見した。私はこの事態が全くわからなかったため、税関に伝言をことづけ、横づけしている日本人のボートに乗っていた船頭に離れるなど命令した。税関から一人やってきた。七

時頃のことであった。彼の名前は森であった。今朝尋問されている森ではない。彼が船上に残り、私は税関に行った。それから、我々のうちの三人が再びオケアーナ号に乗船した。正午前と私は信じる。我々のうちの一人(関という)は英語を理解していた。私は、封印が破れているのを発見したことについて関に話し、彼は船長に話しかけた。私は、彼が言ったことを覚えていない。

被告カーによる反対尋問。最初に私が乗船した時に、私はあなたに会わなかった。私は、もう一方の被告と会った。私が乗船した時は早朝であったので、あなたを起こしたくなかった。

私は、船室に行かなかったが、しかし少し後に行った。少し後に、私は、甲板上であなたに会った。私が乗船してから船長に会う前に、約一七本の鉄棒がボートに移された。私が話している鉄棒とはチューブのことである。あなたはその朝私に話しかけた。私は、あなたの言っていることがわからなかった。私は「わからない」と言った。私は、封印が破られていることについてあなたに何も言わなかった。

被告ワトソンによる反対尋問。私は、時計をつけていた。私は、乗船した時に何時か調べた。これは私の時計である。現在私の時計では二時半である。私の時計は少し早い。「真実の時間は一時ちょうどである。HSW」時計はその朝正確であった。私は、出発した時に時間を調整した。私が乗船したのは六時半ではなかった。乗船した後船室に行った時に、船室の時計では六時ちょっと過ぎであった。私は、船の鐘が三〇分毎に打つことを知っていた。私は、オケアーナ号の船上では一度もそのことには気づかなかった。私は、乗船用のはしごをのぼっていた時に船長を見なかった。乗船した時に、荷をほどかれたチューブがあった。私は、封印が破られていたことについてあなたに話さなかった。

権大属は再尋問を望まなかった。

料 法廷に対して。私は、まず、封印の破却について税関に報告

した。税関に報告するために、私を運んできたボートの船頭を一人送り返した。当日の朝、オケアーナ号へ行く途中で、我々は、三隻の船を訪れた。オケアーナ号は、我々が行った最後の船である。オケアーナ号に乗船した時に、太陽の半分が山際に見えていた。オケアーナ号に到着する前に、三隻の船にどれぐ

らいの時間を費やしたか。私は、五時に出発し、五時半にオケアーナ号に着いた。それが要した時間であろう。自信はないが、私は、現在四時半頃に太陽が昇ると思う。船上に税関規則が置かれていたかどうか私は知らない。オケアーナ号が入港した時に、私は、勤務していなかった。

署名 監船吏 藤山

今北俊明、兵庫税関の監船吏は、真実を語るように正式に警囀告され陳述した。日本曆八月八日（九月一〇日）に、私は、オケアーナ号の監船吏であった。私が船倉に封印をした。三箇所に封印した。一箇所は引き戸のハッチであった。もうひとつは、ハッチの上に箱のようなものがあつた。第三のハッチには、鍵をかけられた箱のようなものが全体を覆っていた。私は、これらの三箇所に封印をした。前櫓のハッチには封印をしなかつた。人はそこから出入りできたが、品物は、入れること

も出すこともできなかった。

被告カーは、この証人に対して質問するかと尋ねられて、な

いと陳述した。被告ワトソンは、この証人に対して質問するかと尋ねられて、ないと陳述した。

法廷に対して。いつも、我々は、六時前に税関を出発し船に向かう。私は、六時少し過ぎに日が昇つたと思う。

署名 監船吏 今北俊明

権大属は、提出すべき証人がもはやいないし、提出すべきかもしれない唯一の他の人物は後に船長に話しかけた関であるが、彼を出廷させる必要があるとは思われないと言つた。

ジョージ・スマイス、英国船オケアーナ号の船大工は正式に宣

誓して陳述した。私は、九月一日の水曜日のことを覚えてゐる。税関の役人が乗船してきたのを覚えてゐる。役人がやってきたのは六時過ぎであつたし、しばらく我々は勤務を交代していたのである。太陽は昇つていた、十分に昇つていた、マストの高さまで昇つていた。マストの高さということによつて、私は、水平線より三ないし四度上ということを言つてゐるつもりである。ハッチは、六時半に開封された。船員は、船尾甲板を洗つてから封印を除去した、私の記憶にまちがいがなければで

あるが、彼らがその朝そうしたのを覚えてゐる。誰が命令したかは知らない。一等航海士か二等航海士であると思う。毎朝、勤務交代の時にそれがなされる。私は、翌朝のことを覚えてゐる。その朝は、前日より監船吏が来るのは遅かった。その朝、六時半から七時二五分前の間に、ハッチは開封された。ハッチが開封された時に、ちょうど監船吏は乗船してきたと思う。最初の封印が開封された時には、彼はいなかった。現在、太陽は、五時二五分頃に昇る。いつも、太陽が昇る前に、ハッチが開封されたことはない。我々が勤務交代をするのはいつも六時五分か一〇分である。ここでも、横浜でも、いずれの場合もそうである。

被告カーに対して。私が部署についてから、五時半に税関の役人を甲板上で決して見なかった。乗船してきたのを私が見たなかで、一番早かったのは先週の月曜日であった。彼は、六時一〇分前か五分前に乗船してきた。それが彼らが早く乗船してきた最初の朝であった。乗員は、六時前に勤務交代を要請されたことは決してない。この朝、我々が勤務を交代したのは六時五分であつて、その時、税関の役人は乗船していなかった。彼は、六時七分頃まで来ていなかった。我々の時計は、他の時鐘より五分早い。

被告ワトソンに対して。我々が前部ハッチと呼ぶ広いハッチは、先週の月曜日よりも以前に封印されたことは決してなかった。前部ハッチよりも二フィート前に、かつて封印されたことがない小さいハッチがある。引き戸のついた後部ハッチは、二、三日前に私が税関の役人に注意するまで、封印されたことはなかった。大きい前部ハッチの引き戸はまだ封印されたことは一切ない。

署名 ジョージ・スミス

権大属は、この証人に質問することは一切ないと陳述した。ロバート・リドル・ホープ、英國船オケアーナ号の見習は、正式に宣誓して証言した。私は、九月一日の水曜日のことを覚えてゐる。税関役人が乗船してきたのを覚えてゐる。税関役人が乗船してきたのは六時一〇分頃であつた。我々がハッチを開封したのは何時であつたか言えない。すべての船が、我々が勤務を交代する前に、時鐘を打つたと私は思う。私は、四点鐘を指して言っているつもりである。翌朝のことは覚えてゐる。税関役人が乗船してきたのは翌朝は少し遅かつた。彼が乗船してきた時に、私は、ちょうど中甲板から出てきたところであつた。彼らが積荷に何かをしていたとは思わない。船長は、船尾桟甲板に立っていた。航海士は、彼にハッチを開封するように

料 言うように私を遣わしたが、彼は来なかった。私は、その日を

覚えていない。私は、その日が水曜日の翌日であったかどうか
確かではない。通常、ハッチは、六時二五分の間で開封され
資 る。我々は、六時よりもずっと早く勤務を交替することは決し
てない。ハッチの開封を命令するのは一等航海士である。我々
が交代する前にハッチが開封されるはずであったかどうか覚え
がない。私は、五時二五分か三〇分頃に起床する。私は、日昇
時間を知らない。私は注意しなかった。

被告カーに対して。乗組員達は、最初の朝六時一〇分に役人
がやってきた時には、仕事を開始していなかった。私は、一晚
中いくつかのハッチが封をされなのままになっていたことに気
付いていた。税関役人が当日の朝乗船してきた時に、あなたが
役人に話しかけるのを私は聞かなかった。あなたは甲板に立っ
ていた。私は、彼が帽子であなたに触れたかどうか気付かなか
った。

被告ワトソンに対して。前部船倉に通じる小さい前部ハッチ
は、この日まで封印されなかった。先週の月曜日、前部ハッ
チが封印されているのに私が気付いた最初の日である。前部ハ
ッチは、小前部ハッチよりも少し後ろにある。

権大属は本証人に質問すべきことはないと陳述した。

660

法廷に対して。私は、チェーブが甲板に置かれていたのを覚
えている。私は、それがいつの夜であったか覚えていない。私
は、税関役人が翌朝来たかどうか覚えていない。

署名 ロバート・リドル・ホープ

森有政が法廷に再喚問された。私が船倉を封印した九日の
夜、人が歩いている船倉の外側に鉄棒がいくつかあった。数量
は覚えていないが、約四〇から五〇本であったと思う。九日に
私が乗船した時に、太陽は少し昇っていた。私は、何時に太陽
が昇ったかどうか知らない。私は時計を持っていない。我々が
税関を出た時には太陽は上がっていなかった。鉄棒が中空であ
ったかどうか私は知らない。

署名 森有政

ジョン・プレストン (John Preston)、英国船オケアーナ号
の二等航海士は、正式に宣誓して陳述した。私は、九月一日
水曜日のことを覚えている。私は、その朝税関役人が乗船して
きたことを覚えている。それは、六時二五分頃のことであっ
た。その朝、ハッチは六時二〇分頃に開封された。私は、翌朝
の木曜日のことを覚えている。その朝六時一〇分頃税関役人は
乗船してきた。その朝ハッチが開封されたのは六時過ぎであっ
た。六時は勤務交代の正確な時間である。時々、それは六時過

661

ぎであるが、決して六時前にはならない。その朝件のチューブが日本人のボートに積み込まれていたことを詳しくは思い出せない。私は、ハッチが六時前に開かれるのを見たことは決していない。一等航海士が、通例ハッチを開くことを命令する。

被告カーに対して。役人が乗船してきた一二日の朝あなたが甲板にすることに、私は気付いた。私は彼があなたに敬礼するのを見た。あなたは、彼にもっと早く来るべきである、六時前か六時には来なければならぬと言った。私はその役人を知っている。(藤山を指さして)この人である。彼が乗船してきたのは七時二〇分頃であった。それより五ないし一〇分前に彼は船についた。

被告カーは、この証人に質問があるかと問われて、ないと答えた。

権大属は、この証人に対して質問がないと言った。

法廷に対して。最近の日の出はほぼ六時一五分前である。税関役人が乗船してくる時間は非常に不規則である。六時から七時の間に近いとは言えない。彼らは決して六時前には来ないし、六時半前にもめつたに來ない。

署名 プレストン

被告カーは、二日目の一時近くまで、封印が破られているこ

とを知らなかったと主張した。また、船上に積んでいた荷物は鉄のみであり、万一港の規則に違反したとしても、それは詐欺的意図によるものではなく述べた。

被告ワトソンは、ハッチを開封する上で害をなしているとは知らなかったと陳述した。六時以前にはハッチを開封せず、役人は、ハッチが開封された月曜日までいなかったと述べた。その時から、ワトソンは役人が現われるのを待った。役人は訴えを起こした。役人は、私に開封するなと言うための規則書を一切持っていなかった。ボーイが船室を清掃した時に役人を外へ出さなかったならば、何事も言われなかったであろうと彼は信じている。

権大属は、発言も、喚問すべき証人も、もはや一切ないと述べた。

判 決

本件において、被告らは、日本税関役人によって英國船オケアーナ号のハッチに施されたる封印を九月一日に破ったことにより、一八五八年八月二六日に江戸において署名せられたる條約付属の貿易章程第二条を侵犯したことで告発された。彼らが告発されている違反は、貿易章程の効力、章程が付属された条約の簡条、一八六五年の枢密院令(中国と日本)第八四条に

料 より六〇ドルを越えない過料を科され、同一の枢密院令第九一

条によりすべての点で刑事上の罪として審理されうる。

彼らは、九月一二日に同一の違反をなしたることによつてもまた告発された。

貿易章程の表現に注意すると、私は、税関役人に与えられた権限は日昇時に消滅し、その時間以後は、入口から船倉までの船の作業から告発されている士官たちを税関役人が排除することはできないというのが私の意見である。開封のために税関役人が到着するまで、船の士官たちの側でハッチを開かないのは正しく用心深いことである。しかし、その時間より後に士官たちが開封したのであれば、この章程で課せられている罰を彼らが課せられうるとは私は思わない。六時までハッチは開封されなかつたし、太陽は六時より前に昇つたと私は確信している。それゆえ、私は、被告達が無罪であると判決する。さら

に、私は、被告達の側でハッチを開閉するについて詐欺的意図はなかつたと確信する。

それゆえ、告発は却下される。本件の訴訟費用は免除される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の領事代理兼判事

八〇

兵庫大阪英国領事館の印

(99) ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チ

ャールズ・カービー (五)

№ 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二〇日金曜日

ジョン・ウィリアム・ハート

対

E・C・カービー商会として商売を営むエドワード・チャールズ・カービー

ヘンリー・セント・ジョン・ブラウンが出廷し、この地域から離れた原告ジョン・ウィリアム・ハートの代理人として本訴訟の今後の遂行において出廷することを許されたいと申請した。

上記ヘンリー・セント・ジョン・ブラウンは、ジョン・ウィリアム・ハートを通じて、彼に上記のように出廷する権限を与える委任状を提出した。

被告の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターが出廷しており、申請を考慮するならば、上記ヘンリー・セント・ジョ

ン・ブラウンが上記ジョン・ウィリアム・ハートの代理人として出廷することは認めらるべしと命令するものである。
本申請と命令の費用二ドルは、上記ジョン・ウィリアム・ハートが支払うものとする。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(100) ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービー (六)

No. 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二〇日

ジョン・ウィリアム・ハート

対

E・C・カービー商会として商売を営むエドワード・チャールズ・カービー

原告の代理人ヘンリー・セント・ジョン・ブラウンと、被告の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターとが出廷した。被告の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターは上訴の

357

許可を申請した。

1 彼は、高等法院が本件上訴において与えるような命令の適正な執行に対する保証を二四〇〇ドルの金額の金銭債務捺印証書によって提出した。

2 上訴の遂行と、本法院と高等法院におけるすべての費用と手数料および高等法院によって被控訴人に与えられるかも知れないようなすべての費用の支払いとの保証として保証金二五〇ドルを提出した。

3 一八七二年九月一日付の命令において言及された文書を提出した。

4 彼は上訴の許可を申請した。

5 彼は、上訴の間、六四ドル六五セントの法廷費用とあわせて二三二五ドルの金員を原告に支払うことを被告に指示した。一八七二年九月七日の命令が保留されることを申請した。

命 令

申請を聴取し九月四日の命令と九月一日の命令との条件に被告が従ってきたことが明白であるので、

1 上訴の許可が被告に与えられるべしと命令する。
2 さらに、一八七二年九月七日の命令の日時から一カ月に

358

料

内に法廷費用六三ドル六四セントとあわせて二三二五ドルの金員を原告に支払うことを原告に指示する上記命令が上訴の間中保留されるべしと命令する。

資

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(100) 女王対ジョン・ウッド・ローズ

No.28 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二四日火曜日

女王陛下の副領事にして領事代理兼判事H・S・ウィルキンソンの前で

ケネディ・ド・ビョートローフスキー

補佐人

ヒュー・ウィリアム・ハガート

女王

対

第一、囚人は、ジョン・ヘンリー・ウィグナルの人的財産である鉛一〇ポンドを一八七二年八月三日に窃盗したことで告発されている。

第二、囚人は、ジョン・ヘンリー・ウィグナルの人的財産で

ある鉛一〇ポンド、銅一〇ポンドおよび真鍮一〇ポンドを一八七二年八月一七日に窃盗したことで告発されている。被告は、罪状認否にあたり第一の告発状については無罪を申し立てた。

第二の告発状についても無罪を申し立てた。

囚人は、彼の審理に対する用意ができていると陳述した。

囚人は、二つの告発を一緒に審理してほしいと希望した。

松、兵庫の女中は、陳述するように正式に警告されて、蔽爾にそうすることを約束し、陳述した。私は、ローズの女中であ

る。日本暦の七月の半ば頃、ローズは彼の服二着と時計を質に入れ、私は四着の着物を質に入れ、その結果手に入れた金を我はすべて使い切ったので、我々は食物を買う手段がないようになってしまった。そこで、ローズは、ウィグナルから金を一切受け取ることができなかつたので、問題の金属を売ると言った。ウィグナルから二五六ドルを受け取るようになっていたので、あなたは売らないほうがいいと私は言った。しかし、その後、ローズはウィグナルから金を受け取ることができなかつたので、件の金属を売ると言ったので、私は、船頭に石炭倉庫から金属を取ってくるように言った。銅と真鍮と鉛があった。貞治郎に売るために渡してからは、私は問題の金属を見なかつ

た。私はそれ以前に見たのである。それを見ていたならば、私は覚えていられる。我々はこれらのすべてを売却した〔銅の半蝶番、鉛の薄板一枚、鉛の耳、真鍮のボルト三つ〕。鉛は、石炭倉庫にあったが、銅と真鍮とは船からとった。私は、貞治郎の息子の常吉の家へ行った。私はローズと一緒にいった。我々はそこで貞治郎に会った。これは、最初に売る前のことであつた。我々は貞治郎を町角に呼び出した。ローズが私に話し、私が貞治郎に話をした。私は、我々には必需品を買う金がないので、我々のかわりに金属を売ることができないかと彼に聞いた。貞治郎はそこで家の中にはいり、それから外へ出て船に我を連れていった。船の中で、我々は貞治郎に真鍮と銅とを渡した。この時、貞治郎は一両三分を受け取った。私は金を受け取った。七月の中頃我々はここでこれらの物品を売った。第二の場合には、我々はまた貞治郎を町角に呼び出し、彼に話しかけた。我々三人は一緒に石炭倉庫に行った。そこで我々はこれらの品物を彼に渡した。彼はそれらを受け取って売却した。彼は八両二分を得た。貞治郎は八両二分を私に与えた。この中から、我々は、肉と米と木炭を買い、我々が借りていた家の賃料一兩三分を支払った。この時、ガンボート上にはローズ以外にヨーロッパ人はいなかった。私は、金属を売るために他の外国

人に倉庫の鍵を与えたことについては知らない。

被告は、本証人に対して質問はないかと尋ねられても何もな
いと言つた。

法廷に対して。石炭倉庫に金属を取りにいかせた船頭は岩吉
であつた。

署名 松

貞治郎、多聞通六丁目の食料品の行商人は真実を語るように
警告され、そのようにすることを嚴肅に約束し、陳述した。六
月の末には、私は、オテイ町の常吉の家にいた。ローズと先の
証人とが通りがかつた。彼らは私を呼び出した。ローズは、賃
金がもらえなくて生活が苦しいので、私にいくつかの鉛を売っ
てほしいと言つた。私は彼のかわりに七匁売つた。一兩三分を
受け取つた。私は、その金を松に与え、彼女はそれをローズに
渡した。七月の盆の節季に、私はまた常吉のところに行ったが、
ローズと松が私を呼び出した。彼らは、ローズが賃金をもらえ
なくて困窮しており家も手に入れないと言つた。彼らは、若干
金属を売ってほしいと私に頼んだ。私は、銅と真鍮と鉛を売つ
た。その代金として八兩半を得た。私は、この金を松に渡し、
松はそれをローズに渡した。私はその中から二分を取つた。そ
れ以外のことを彼らの代わりに一切しなかつた。これらの品物

料は私が七月の中頃に売ったものだと思う。この半蝶番とこの鉛

とは私が売ったものであると確信する。他の誰のためにも、私は、店あるいはガンボートの外で物を決して売らなかつた。私は、蛇口や鋳型については一切知らない。

被告は、この証人に質問はないかと尋ねられて、ないと答つた。

ビョートルーフスキー補佐人に対して。私はそれが鍛冶屋の親方の物であると思つたが、ローズが困っていたので彼の代わりに売つた。私は、ローズが鍛冶屋からそれらを得たと思つた。私は、なんのためにそれらが売却されたのかは知らなかつたが、彼は、私に家を借りたいし困窮していると言つた。

法廷に対して。最初の時には、私は船には行かなかつた。金属は陸に運ばれた。ローズと少年がそれを運んだ。亀吉が少年の名前である。

署名 真治郎

岩吉、J・H・ウィグナルに以前雇われていた船頭は、真実を語るように警告され、そうすると厳肅に約束してから陳述した。ローズは、外套と籠の金属とを石炭倉庫に持っていくように頼んだ。私は籠を石炭倉庫に持っていった。このことは、盆の節季のころであつた。籠の金属は真鍮であつた。この時は、

夕方の五時であつた。私は、それをガンボートから持つていった。私は、この金属のどれが私が陸へ運んだものかわからない。それは夕方であつた。私は、一度金属を陸に運んだ。もう一度は、亀吉が金属を海岸に運んだ。

被告に対して。それは外套にくるまれていたので、私には見えなかつたが、それは外套の中でがた鳴つた。長さは一フイートで厚さは私の指ぐらいであると思つた。亀吉はそれが真鍮であると私に言つた。私は、外套の端を持って中をのぞいたが、真鍮のようであつた。

ハガート補佐人に対して。私は、石炭倉庫に持つていくように言われたことだけを覚えてゐる。

署名 岩吉

ジョン・ヘンリー・ウィグナル、兵庫の技師は正式に宣誓して陳述した。私は被告ローズを知っている。彼は、私のガンボート、スナップ号の監視人であつて、私の構内で一五カ月間働いていたと思う。蛇口と鋳型がはいつていた箱が壊してあけられていたこと、食庫の戸は破壊されてはいなかったこと、彼らは梁の後からこれを取つたということなどと言つて、ローズは、私に倉庫の真鍮の蛇口とその他の品物が盗まれたと報告した。私は、「君はこのことに幾人かのヨーロッパ人が関係して

いるとは思わないか」と言った。彼は、そう思うが知らないと言った。この新しい鉛を除いて、私は、これらの品物が私の物であると確認する。この真鍮の半蝶番はガンボートから盗まれたものである。この鉛は火薬庫から奪われたものである。これは切断されていた。それは貯水タンクであった。現在約三千ポンドの鉛が紛失している。八月八日に、私は、テイバー商会とのローズの取引を停止した。この時まで、彼はテイバー商会から食料品を購入していたが私が勘定を支払っていた。ローズが借り越しているのを、すなわちテイバー商会からローズが受け取った金と食料品とがローズの賃金を上回っていたことを私が発見したから、私は勘定を停止した。八月二八日に、彼は、退職を私に通知した。九月六日に、ローズは、私のところへやってきて、その日退職することを望んだ。私は、あなたの月が満了する一六日まで待たねばならないと言った。私は、彼に甲板に行けと言った。二時頃、私は下へ行ったが、全員が去ったのを発見した。私はコックと人夫とを船上に送った。翌日私は乗船したが、ローズがいるのを発見した。私は彼に仕事をさせた。ローズは、いつも倉庫と箱の鍵とを持っていた。

被告は、本証人に対し何か質問はないかと尋ねられて、ないと述べた。

ピョートルーフスキー補佐人に対して。私は、八月八日まで彼の勘定書を作成しなかった。私の妻が、彼は借り越していると私に言った。彼に支払わなければならない残高がある。

ハガート補佐人に対して。翌日、私は町中で彼に会って、テイバー商会との彼の取引を停止したのでナツハティガールのところへ行けと彼に言った。しかし彼はナツハティガールのところへ行かずに、テイバーのところへ行つて何かを購入した。ローズが何回くらい金を請求したか私は言えない。

署名 J・H・ウィグナル

ウィグナル氏は、ローズに支払われるべき賃金の計算書を提出した。

被告は、物品の売却を認めたが、ウィグナル氏に賃金の支払いを求めたけれども、ウィグナル氏から一切受け取ることができなくなった後に、食料を得るために物品を売ったのであると申し立てた。

事実認定

法廷は第一の告発および第二の告発について、被告が有罪であると認定する。

判決

それゆえ、法廷は、被告に対し、第一の罪について一五日間

料の収監を申渡し、第一の収監の期日が終了するとともに開始する、第二の罪についての一五日間の収監を申渡すものである。判決決定にあたり、当廷廷は、被告が食料の欠乏下において置かれていた心情をきわめて寛大に考慮に入れるものである。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

我々は同意する。

署名 K・ド・ピエートルーフスキー

署名 H・W・ハガート

訴追人は一切費用を与えられない。

署名 H・S・ウィルキンソン

兵庫大阪英国領事館の印

命 令

審理に際し提出された物品は、訴追人に手渡されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(102) 貞治郎対ジョン・ヘンリー・ウィグナル (一)

№ 69

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年九月二八日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

貞治郎

対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル

原告は、賃金の残金一ドルを請求する。

原告が出廷しなかつたので、訴訟は一〇月七日月曜日午前一

〇時まで延期された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(103) ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービー (六)

ヤールズ・カービー

№ 58

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月三日木曜日

J・W・ハート
対
E・C・カービー

被告にして控訴人は、上訴の申請書を提出した。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(104) 貞治郎対ジョン・ヘンリー・ウィグナル (二)

No 69

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

貞治郎

対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル

原告は、質金の残金一ドルを
請求する。

被告は、支払う義務はないと申し立てた。

貞治郎、多聞通六丁目は真実を語るように警告され、陳述した。昨年の一二月に、ローズは、被告の所有物であるガンボートの船頭として私を雇った。私は、一カ月に六ドルもらうこと

379

になっていた。私は、ローズから書類を一枚受け取りそれを被告のところへ持っていった。被告とずつと若い男とがそこにいた。私は五ドルもらうことになっていた。若い方の男が私にその金をくれた。彼は、私から書類を受け取った。被告はそこにいた。私はもう一ドルを要求したが、拒否された。彼らは私をローズのところへやった。

これで原告のための陳述を終了する。

ジョン・ヘンリー・ウィグナルは正式に宣誓して陳述した。

私はこの男を見た覚えはない。法廷ではじめて見た。私は、船頭を月ぎめでは雇わない。

署名 J・H・ウィグナル

一判 決

訴訟は、権利を毀損することなしに却下される。訴訟費用は免除される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

(105) 兵庫のインターナショナル病院の受託者対ジ

ン・ヘンリー・ウィグナル

No 61

一八七二年一月七日月曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

資 兵庫のインターナショナル

病院の受託者

対

ジョン・ヘンリー・ウィグナル 原告は、被告の依頼によりヤングという名前の者に施された治療の料金一四四ドルを請求する。

被告は法廷に三〇ドルを払い込み、請求された金額の残金については支払義務がないと主張した。

ウィリアム・ジョージ・ジョンソンは、正式に宣誓して陳述した。私は、インターナショナル病院の名譽書記であつて、受託者より訴訟提起の権限を与えられている。私は以下の手紙を提出する。

A J・H・ウィグナルから病院の会計係あての手紙。

B 会計係から J・H・ウィグナルあてに送付された手紙と

勘定書との写し。

C J・H・ウィグナルから会計係あての手紙。

D 会計係から J・H・ウィグナルあての一八七二年五月一

四日付の手紙。

以上が、私の提出しうる証拠のすべてである。

〔被告は上記の手紙を承認する。〕

署名 ウィリアム・ジョージ・ジョンソン

ジョン・ヘンリー・ウィグナルは正式に宣誓して陳述した。

一八七二年五月一四日付のブラウン氏の手紙を受け取った時に、私はブラウン氏に会いに行つた。私は、これ以上ヤングを助けることができない、病院あるいは領事がこれ以上彼を援助しないのであれば、彼らはヤングを追ひ出さねばならないと言つた。

署名 J・H・ウィグナル

判決

原告は、被告によつて払い込まれた金額以上の責任を被告が負つてゐることを証明しなかつた。それゆゑ、本件は却下されるが、請求が公益信託によつて提起されているので、訴訟費用は免除される。

被告によつて寄託された三〇ドルは原告に支払われるべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

No. 71

(106) ネリング・ボーゲル対ジョン・ヘンリー・ウィグナル

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

ネリング・ボーゲル (Nering Bogel) 原告は、勘定支払として八三ドルを請求する。

対 ジョン・ヘンリー・ウィグナル

被告は、一五ドルの請求を認諾し、差額六五ドルと訴訟費用三ドルとを法廷に支払った。

原告は出廷しなかつたので、一五ドル以外の残余の訴えは却下される。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(107) ジョン・ルーサーフォード・クレイク対ルイス・ペドロ

ルイス・ペドロ

No. 7 警察

382

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

ジョン・ルーサーフォード・クレイク 原告者は、一八七二年九月二日に、被告が

対 ルイス・ペドロ

ジョン・ルーサーフォード・クレイクを殺そうとしてボートから海へ投げ入れようと引つ張ろうとしたと被告を告発する。

証言録取書が、ジョン・ルーサーフォード・クレイク、ジョー

ー・ジ・スミスおよびウィリアム・アレキサンダー・ワトソンから取られている。

囚人は、審理に付された。

ジョン・ルーサーフォード・クレイクは未成年者であるので、オケアーナ号の船長ジョージ・シンプソン・カーは、一〇〇ドルで告発の誓約をなした。

ウィリアム・アレキサンダー・ワトソンは、一〇〇ドルで、出廷し証言することを誓約させられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

383

(108) ジョージ・シンプソン・カー対ルイス・ペドロ

およびジョン・プレストン対ルイス・ペドロ

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月七日月曜日

384

No. 8 警察

ジョージ・シンプソン・カー

英国船オケアーナ号の船長

対

ルイス・ペドロ

No. 9 警察

ジョン・プレストン

対

ルイス・ペドロ

被告は、ジョン・プレストンに対し暴行を働いたとして告発されている。

被告は、船長の正当な命令に故意に不服従であったことで告発されている。

証言録取書が取られた。審理は、No. 7の告発の審理の後に延期された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(109) ウィリアム・ハウルズ対ニュージーンズ・ピノー

No. 63

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月九日水曜日

385

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ウィリアム・ハウルズ

対

ニュージーンズ・ピノー

原告は、セイダイ丸の蒸気エンジンの修理代金として五一五ドルを請求する。

被告は、債務を認諾した。

判決

被告は、原告に対し五一五ドルと訴訟費用一六ドル八八セントを支払うべし、この内三〇〇ドルと訴訟費用一六ドル八八セントとは即刻支払うべし、二一五ドルは本日より三〇日後に支払うべしと命令する。

上記訴訟は、審問を一〇月一〇日木曜日と指定されていたが、被告の要請により本日審理され、原告が出廷していた。

(110) ジョージ・シンプソン・カー対ジェームズ・マ

ッキーバー

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一日木曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

No.10 警察

ジョージ・シンプソン・カー、

英國船オケアーナ号の船長

対

ジェームズ・マッキーバー、上

記船の船員

被告は、告発を認めた。

刑の宣告

今回の件が被告が当港に来て以来三回目の犯罪であるので、被告に五週間の収監を命ずるが、オケアーナ号が刑期の満了までに出港する場合には、オケアーナ号の出発前に船上に移送されるべしと命ずるものである。逮捕と刑の宣告とに要した費用七ドルが上記ジェームズ・マッキーバーの賃金から控除されるべし。五ドルは逮捕費用、五〇セントは監獄の生活費、一ドル五〇セントは訴訟費用である。さらに別途金員が、本日より釈放までの間の監獄費用として控除されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

386

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(11) ヤン・シュート二世、ヘンドリック・アダム・

ショイターおよびヤン・グリーンウート対ロバ

ート・エディス・ハリス

No.73

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一日金曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

シュート・ショイター商会のもとで

貿易に従事するヤン・シュート二世

(Jan Shurt)、ヘンドリック・アダ

ム・シユイター (Hendrick Adam

Shuiter) およびヤン・グリーンウ

ート (Jan Groenewout)

対

ロバート・エディス・ハリス、英國

船ホワイトアダー号の船長

被告は、彼が法廷に六九ドル八八セントを払い込んだ三二束

原告は、ホワイトアダー号から引き渡された鉄が二八〇・三六ピクルス不足しており、その不足分として一四五七ドルを請求する。

387

料の鉄を引き渡せなかったことを認めるが、残余については引き渡したと主張している。

ヤン・グリーンウートが原告側を代表して出廷し、被告は本人が出廷している。

一〇二〇束の釘用の鉄棒が船上で受け取られたことが認められた。原告は、釘用の鉄棒九八束を受け取り、それに対して一〇二〇束についての船荷証券について受け取りを与えたことを認めた。引き渡しの際不足した三二束について、原告は、被告によって法廷に支払われた六九ドル八八セントの金額が適切な等価であることを認めた。原告は、彼らが引き取った九八束の鉄がすべて彼らの所有物であるのではなく、三五六束のみが彼らのものであること、鉄の代金が後に支払われるという了解のもとに、ホワイトアダー号の周旋人であるルナン・ポラノ商会（ホワイトアダー号によって運ばれてきた釘用鉄棒の荷受人）の要請によって残余のものもあわせて引き取ったこと、その後代金が支払われなかったことを陳述した。

被告は、ルナン・ポラノ商会に問題の協定を作成する権限を与えなかったこと、九八束の鉄が原告の所有物であると信じて引き渡し、問題の協定については知らなかったと陳述した。

原告は、船荷証券（A）とインボイス（B）を提出した。

ルードビック・ポラノ（Rudovick Polano）は正式に宣誓して陳述した。私は、ルナン・ポラノ商会の共同経営者である。我々は、ホワイトアダー号の周旋人である。船の到着後、私は、シュート・ショイター商会を訪問し、一〇二〇束の鉄を船から引き取ることを要請し、彼らが提示した船荷証券に連署した。一、二日後に、引き渡された鉄がシュート・ショイター商会の鉄ではないとシュート・ショイター商会が考えているということが我々の事務所で見つけられた。我々は、同一の船で鉄を受け取り、その船で鉄を受け取った唯一の他の人物である。自分の責任で、私は、シュート・ショイター商会が鉄を引き取ったから、彼らが我々の鉄を引き取ったか、我々が彼らの物を引き取ったかが万が一判明した場合には、交換すべきであるということを取り決めた。後に、我々の注文によって引き渡された鉄を私が見た時に、私は、それらがすべて我々のものであるとわかった。後になってシュート・ショイター商会が、彼らを受け取った鉄が彼らのものではないと言った。私は、それは彼らの責任と負担でそこにあるのだと言った。私は、それが彼らのものでないのであれば、なぜ彼らはそれを受け取るか、そのような意味のことを言ったのかと言った。

被告に対して。我々の鉄の印は、赤い二つの十字である。

法廷に対して。私は、原告が鉄を引き取るべきであり、それが後に船によって正当とされるといふことを、船の周旋人として原告と決して取り決めなかった。私は、彼らが鉄をもつていかなければ、彼らの責任と負担のもとに鉄を荷揚げすると彼らに言っただけである。

署名 ルードビック・ボラノ

ソーレン・トムセン (Soren Thomsen) 港湾労働者は正式に宣誓して陳述した。その日の朝、私が乗船した時に、私は甲板に鉄が積み重ねられているのを見た。私は、それがあなたの鉄でないことはわかった。それは、半インチから八インチまでさまざまな大きさであった。私は、一等航海士に、この鉄はシュート・シュイター商会のものではないと言った。彼は、彼らはそれ以外には船上に鉄を置いていないと説明した。私は、一等航海士に船荷証券にあるように八分の一インチのもの以外は引き取ることができないと言った。一等航海士は、彼は鉄につ

ると私に言った。彼らは、それが彼らに属する鉄のすべてであると云った。しかし、ボラノ氏は、五六〇束のうちのいくつかはボラノ氏のものであると言った。翌日、私は、金を受け取ってから、五六〇束についての関税を支払い、それらの鉄を倉庫に持っていくつもりであった。ボラノ氏は、そのうちのいくつかを取り除いてくれとねんごろに私に頼んだ。私は、いやだと言った。それから、ボラノ氏は、それを取り出すために中国人と幾人かの人夫を連れてきたので、私はシュート・シュイター商会に言いに行ったが、どのように彼らが話をつけたかは私は知らない。私とシュート・シュイター商会の紳士が降りてきた時に、ボラノ氏は、鉄を取り出し始めていた。私は、彼らがなんらかの取り決めたかと思う。というのは、シュート・シュイター商会の代理人が、ボラノ氏が鉄を取っても取らなくても、私が倉庫に持っていかねばならないと私に言ったからである。

被告に対して。私は、鉄棒のほとんどに印を見なかった。鉄は少し錆びていた。私と一等航海士との間で一トリーについて口論した。鉄を数えるために三等航海士が海岸に送られた。これは、鉄九八束に対する私の受け取りである。

署名 ソーレン・トムセン

料

ヤン・グリーンウートは正式に宣誓して陳述した。現在税関側にある問題の鉄には印がない。その上、それらは大きさがさまざまで、市場価値にも相違がある。

資

被告に対して。我々は、一〇二〇東の鉄を取って当然である。船荷証券で特定された大きさのものは一切ないが、あなたは印のあるものを引き渡さねばならなかったが、あなたはそれをしなかった。私はボラノ氏が私の鉄を受け取ったと思う。私は、ルナン・ボラノ商会の印を知っている。それは、私のものと同一であった。私が受け取った鉄には印がなかったと信じている。それが八分の一インチであったから私はその鉄を受け取っただけである。その鉄は大変錆びているというのではない。いくつかの束は錆びており、いくつかは全く錆びていない。一〇二〇東は完全に保護されていた。船荷証券で特定された大きさのものは一切ないが、印はある。

法廷に対して。私にボラノ氏が受け取ってほしいと依頼した時には、彼が船長の名で依頼しているのだと常に考えていた。

署名 J・グリーンウート

ロバート・エディス・ハリス。鉄につけられた印はよく残らない。東へ行った二〇〇〇束の上にあった印は、見えるまで残っているのは五〇ぐらしかなかった。

892

九四

原告に対して。私は、横浜で鉄を荷揚げした。私は、その大きさを覚えていない。

判決

訴えは却下されるべし。

被告によつて法廷に払い込まれた六九ドル八八セントは、訴訟費用四〇ドル九五セントを控除したのち原告に支払われるべしと命ずるものである。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(112)

ジョン・ハートレー、チャールズ・R・ハートレーおよびジョン・ヘンソン対ロバート・エディス・ハリス

No 74

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一日金曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

J・ハートレー商会として貿易

に従事するジョン・ハートレー 原告は、ホワイトアダー号に

893

(Hartley)、チャールズ・R・ハートレーおよびジョン・ヘンソン (Henson)

対

ロバート・エディス・ハリス、
英国船ホワイトアダー号の船長

被告は、一、損害を否認する。

二、過失を否認する。

ジョン・ヘンソンは、原告側の代表として出廷し、被告は本人が出廷している。

アレキサンダー・キャメロン・シム、兵庫の薬剤師は正式に宣誓して陳述した。私は、炭酸マグネシウムを大量に販売している。私が受け取る通常の価格は、一ハンドレッドウエイトにつき一八ドルから二二ドルである。私は、一〇月一日以降一切売ることができなくなった。百瓶単位で重炭酸ソーダを売る場合、受け取るべき公正な価格は、一瓶につき二五セントから三〇セントまでである。夏と冬の間には、売り上げには相違がある。冬には、どのような価格でもほとんど販売が不可能である。もしこのような商品が九月の中旬頃到着したら、私は、翌年のシーズンまで在庫のままであろうと考える。これらの商品

よって運ばれた商品について市場の損害七四ドル、すなわち上記損害は、被告の過失によつて横浜で船が引き止められたことによつて生じたと言張する。

を売る可能性はあるが、それは非常に困難である。五月、六月、七月、八月には、それらは、いい値で非常に容易に売れる。九月の初めから、それらは値が下がり始める。

署名 A・C・シム

ジョン・ヘンソン、原告は正式に宣誓して陳述した。私は、ホワイトアダー号によつて船積みされた一九の箱の完全船荷証券(A)を提出する。これらの箱は、本年の初めに船に積みされ、船荷証券は三月一四日に署名された。

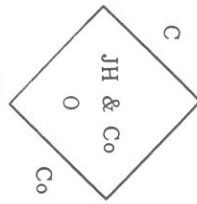
私は、七月二〇日付の横浜において船の代理人によつて与えられた通知(B)を提出する。その通知の日付から船の積荷を荷揚げする合理的な期間は約三〇日であろう。当地で私は乗船し、ロッテルダムに向けて横浜で積み込まれたと航海士が認める船上の積荷を見た。本船の到着が非常に遅れたので、本船が運んできた商品は、私にとって七四ドルの損害があると見えた。私は、一ハンドレッドウエイトにつき一四ドルで炭酸マグネシウムを売り、重炭酸ソーダは一瓶につき一〇セントで売っている。私は、重炭酸ソーダについては一六セントを、重炭酸マグネシウムについては一ハンドレッドウエイトにつき一八ドルを得ることができたはずであった。

被告に対して横浜での私の共同経営者は、ジョン・ハートレー

料 ー氏とチャールズ・ハートレー氏である。我々の主たる住居は

江戸にある。私のインボイスは二月の日付である。私のインボイスは忘れてきた。私が請求している荷物の印は、

資



510/19 = 10 Cases
526/30 5 Cases

Hiogo

である。

私は、ホワイトアダー号の船上に、横浜の我々の家の積荷があったと信ずる。私は、当時横浜港に停泊中の他の船がもっと勤勉であったと陳述しうる。それらのうちのいくつかの船の名前は、ウィリアム・ミリアス号、ペンリス号、オケアーナ号、船内と船上に荷物を満載したイースター・チーフ号、デカボリス号、江戸号、ウッドホール号、エンゲルバート・デボナ号、トラキアン号、ポリールイス号、ジュシー・イザベル号である。私は、これらの船の名前を新聞のファイルから取った。私は、ウィリアム・ミリアス号が石炭を積んでいたと思う。それは大きな船である。オケアーナ号は、七月一五日に到着

し、八月二四日に出港した。船の規模は覚えていない。私は、イースター・チーフ号の大きさは覚えていない。イースター・チーフ号がどのような積荷を積んでいたか知らない。いく隻かは大きな船で、いく隻かは小さい。私は、横浜が自由港であり、しばしば船が悪天候のために積荷の荷揚げができなくなることもあるのを知っている。いつ我々の会社の積荷の荷揚げが横浜で終了したのか知らない。

署名 ジョン・ヘンソン

ウィリアム・ジョージ・サンズ (Sands)、兵庫の商人は正式に宣誓して陳述した。私は、ちょうど陳述された証言を聞いた。もしその船が横浜で荷物を積み込むのを知っていれば、私は、そのような船では荷物を送らない。要した時間から判断するに、私は、横浜での荷揚げで相応の努力がなされなかったと言ふべきである。船の出港を遅らさずに、横浜で新しい荷物を積み込むことが可能であったとは私は思わない。

署名 ウィリアム・G・サンズ

リューイン・ジョセフ、兵庫の商人は真実を語ることを厳粛に約束して陳述した。私は、ちょうど今の証言を聞いた。私は、この船とアルプエラ号のような他の船とで荷物を受け取ってきた。もし私が横浜で引き止めがあると考えるならば、それ

らの荷物は積載されなかったであろうと私は主張しうる。荷物の積み込みにおいて、より多くのあるいはより少い時間がかったにちがいないと私は言わねばならない。

被告に対して。私は、アルブエラ号とホワイトアダー号の規模については私は注意しなかった。

署名 リューイン・ジョセフ

ウィリアム・ジョージ・ジョンソン、兵庫の間屋。私は、本脚件においてなされた証言を聞いた。過去一一年間、私は海運業に関係してきた。荷揚げ前に横浜で荷物を積み込む予定の船では、私は、兵庫向けに船積みしない。船を引き留めないで横浜でどのように新しい荷物を積み込みうるか私には想像がつかない。

署名 ウィリアム・ジョージ・ジョンソン

ロバート・エディス・ハリス、ホワイトアダー号の船長は正式に宣誓して陳述した。私は、横浜で相当の努力を払ったと思う。一つ以上のハッチが船にあり、乗組員以外に大勢の夫を雇ったので、船を引き止めることなしに、私は、荷物を積み込んだ。その商人からポートを手に入れ、天候が許すならば、私は、三つのハッチから積荷を陸揚げすることができたであろう。私は、天候の重圧によって仕事ができなかったのが何日であ

あったか言えない。私は、七月一五日に横浜に到着し、九月三日に離れた。その期間中、横浜で私は一五〇〇トンの積荷を陸揚げした。補強バラストを使用もせず、あるいは積荷を固めることもなく、兵庫に無事にやってくることはできなかったであろう。補強材として三〇〇トンを積み込んだ。それは青銅であった。横浜を出港する前に、私は二〇〇トンの茶の底荷を積み込んだ。兵庫への航海を完全なものにするために、底荷を積み込むことが必要であった。その他に、約一ダースの小さい箱を積み込んだだけである。当初よりの兵庫行き積荷として約二〇トンの容積貨物を積み込んでいた。私は、横浜からの備船契約を、横浜と兵庫とからヨーロッパ向けの荷物に対してのものと理解してきた。両港における船積みのための停泊日数は三〇日である。横浜では船積みに一四日を費やした。私は、同時に積荷を陸揚げした。その積荷を取り除かなければ、底荷を取り除かねばならなかったであろう。船には永久バラスト用銑鉄はなかった。私は、容積貨物のほかに銑を少々荷揚げした。私は、海へ出るために船を一六フィートまで沈めた。ホワイトアダー号は非常に傾きやすい。本船荷証券において明記されているポイラーと機械を積んでいた。二九八八束の銑を積んでいた。ボンベイから積荷なしで出港する時に、五五八トンの底荷

を積み込んだ。それは、ボンベイからカルカタまでの短い航海であった。何人かの商人は、我々が積荷を陸揚げすることを許さない。彼らは、天候が許しボートを手配しうる時には、積荷のために自分たち自身のボートを送ってきた。横浜宛の積荷を陸揚げした最後の日は九月七日であった。私は、原告宛の積荷を九月五日に陸揚げしたが、その品物は、一日にフランス灣波止場から受け取られなかった。我々が原告のために大くの積荷を陸揚げしたことを私は覚えてはいるが、それは、彼らがボートを派遣しなかったからである。私自身すべての積荷を勝手に陸揚げすることができれば、三日か四日の余裕ができたであろう。陸揚げした最後の日がいづであったか言えない。

法廷に対して。船が水の中に十分に沈まなかつたので、七日以降に茶の底荷を積み、兵庫向けの積荷を中甲板から降ろした。約三分の二の積物である。二等航海士が一日私を引き留めた。通関手続をすませた後、私は、彼を病院に連れていかねばならなかつた。私の船は、一六五〇トンの重量貨物と容積貨物とを運んだ。船の中央下部船倉に青銅を積んだ。当初より兵庫向けの積荷を一六〇トン以上積んでいたとは思わない。オケアーナ号は、ホワイトアダー号の約三分の一の大きさであり、上記の他のすべての船はホワイトアダー号より小さいし、そのう

ちのいく隻かは石炭を積み込んでいた。私の船よりはるかに小さいアルプエラ号は、我々よりも三日長く横浜に停泊していた。アルプエラ号には一般貨物が積み込まれていた。アルプエラ号は一切陸揚げしなかつたし、ホワイトアダー号の半分よりも小さいオケアーナ号は四〇日間停泊していた。

署名 R・E・ハリス

ジョン・ロビンソン (Robinson)、ホワイトアダー号の一等航海士は正式に宣誓して陳述した。ホワイトアダー号は、港で他の船よりも早く積荷を陸揚げする。作業が可能な時には、無駄な時間はなかつた。大変勤勉に陸揚げ作業が行われた。復航の積荷は全く船を止めなかつた。それは、全く往航の積荷の妨害をしなかつた。ホワイトアダー号には、兵庫への航海を促進するに十分な補強材がなかつた。横浜で積み込まれた積荷に加えて、底荷を積み込む必要があつた。ハートレー商会の積荷が最後に陸揚げされたのは九月五日であつた。最終的に船荷の陸揚げを終了したのは九月七日であつた。二つのハッチだけから積荷を陸揚げしたが、天候がよくてボートが船首に横づけできる時には、三つのハッチから陸揚げした。補強材を積み込むために陸揚げを停止することは一切なかつた。補強材は、その目的のために陸からやってきた人夫たちによつてもう一方の舷側

に置かれた。船を出港させるためにありとあらゆる可能な迅速な処理がなされた。我々は、積荷を陸揚げしてから、兵庫行き荷物をもとに戻し、底荷を積み込まねばならなかった。我々は、ロンドンから横浜まで約一五日かかった。我々の船よりも短期間に航海した船は横浜にはない。ルアンダー号は一三五日を要したと私は思う。我々は横浜から当港まで三日で来た。我々は、当港まで他のどの船よりも早くやってきた。

原告に対して。あなたと船上で会ったと私は思う。その時積荷を陸揚げしてしまっただけどうか私は言えなかった。翌日あなたのために箱をいくつか用意しようと私はあなたに言った。私は用意していた。あなたのボートがそれらを取りにきたが、荷を引き取ろうとはしなかった。私は再度荷物を船底におろした。翌日それらの荷物は問屋のボートで海岸に運ばれた。いつも私はあなたのボートのために荷物を用意していたが、ボートは受け取ろうとしなかった。彼は、すべてを受け取れることを望んだ。私は彼にそれができるならば荷物を全部渡すが、他にも荷物を受け取らなければならない人がいると言った。兵庫行きの荷物は、横浜宛の荷物を通すために、横浜で下の方の船倉から引き出された。復路の荷物は、本船に属する人夫の一人によって点検された。積み込み荷物は積み出し荷物の

四〇

妨害をしない。積み込み荷物はテークルを必要としなかったし、両舷側で陸揚げしようとしても、ハッチでは一つしかテークルを使用できないから、不可能であった。一人のボーイは、あなたが主ハッチの下で見た荷物を持ち上げることができた。我々は、積み込んだ荷物の非常に小さいピストンのためにテークルを使った。それを積み込むために、約五分前後テークルを使用した。私は、横浜で青銅とシエウノウとロウとを積み込んだことをあなたに言わなかった。もし、我々が荷物を一切受け取っていないければもっと早く陸揚げすることは不可能であつたらう。彼らは、ハッチ通路に青銅をほうり投げた。同じ時に、積荷がそこから出てきていたのである。

法廷に対して。私が乗船した時には、船は約三分の一ぐらいの積荷であった。我々は、三週間かけて積荷を完了した。我々は、荷物の日本での陸揚げを、積み込んだ時と同じ迅速さで行うことができなかった。日本では、積荷の陸揚げのための設備がなかった。風雨によって積荷を陸揚げできなかったのは一〇日間であると私は言わねばならない。我々は七月二一日から陸揚げを開始した。主ハッチ通路から陸揚げすべき大きな重い機械を積んでいた。もうひとつの積荷には二二日からとりかかった。我々は、その機械を陸揚げするために、船を繫留

料

資

し、滑車を取り付けつつあったのである。最初、我々は、あまりにも岸壁に近すぎたので二度にわたって船を繋留させねばならず、そのために一日かかった。設備を考慮に入れると、横浜港は、大変晴れた日に三三トンの作業をすることができると、

ウィリアム・ヘンリー・トーマス (Thomas)、アルプエラ号の船長。ロンドンでは、私の船は、横浜と兵庫行き停泊位置にあった。ホワイト・ベース号は、アルプエラ号が出港してからアルプエラ号の位置に停泊した。同じ人夫が両方の船に荷物を積んだ。私の船は、ホワイトアダー号よりも四〇日から四二日早くロンドンを出港した。私は、ホワイトアダー号より三日前に横浜についた。ホワイトアダー号は一四五〇トンから一五〇〇トンの積荷を陸揚げしたと言わねばならない。アルプエラ号よりもはるかに多い積荷である。ホワイトアダー号が建造された時から私はこの船を知っている。この季節に兵庫へむけて航海するにはホワイトアダー号の吃水が深すぎるとは思わない。ホワイトアダー号が横浜向けの積荷を陸揚げするのに必要以上に停泊していたとは私は思わない。ホワイトアダー号は人手不足ではなかった。ホワイトアダー号が三つのハッチからしばしば荷揚げをしているのを私は見た。青銅が一方の舷側から積み込まれ、一船の荷物がもう一方の舷側から積み出されてい

たのを私は幾度も見た。青銅を積み込むためにホワイトアダー号が引き止められたとは思わない。私の船は、底荷のために三日間引き止められた。私は、あなたが青銅を積み込むことよって時間を短縮したと思う。底荷がホワイトアダー号に積み込まれるのを見た。日曜日に底荷が積み込まれるのを見た。悪天候が作業を数日間妨害した。悪天候と、用意のある時に積荷用のボートを送る上での海岸の商人たちの怠慢とによって、私は一〇日から一二日を無駄にした。

原告に対して。横浜で荷物を積み込むことによって、ホワイトアダー号が時間を稼いだと私は思う。私は、二〇〇トンの底荷を積み込んだ。アルプエラ号は二〇〇トンの積荷を積んでいた。横浜で一五〇トンの積荷をおろしたと私は思う。私は横浜で積荷を待たなかった。兵庫へ向う途中で、私は、復路の積荷を募集した。

法廷に対して。私は、ハリス船長以前からホワイトアダー号の船長を知っており、ホワイトアダー号が非常に不安定な船であることはよく知っていた。

署名 ウィリアム・H・トーマス

ルードビック・ボラノ、兵庫の商人は陳述した。私は、この二年間日本で海運について多くの経験を得てきた。私は、船

積みの世話をしてきただけである。横浜については知らないが、兵庫には陸揚げの設備がないことを知っている。当地では船荷の陸揚げに非常に時間がかかると私は思う。船長が難難されるべきかどうかを言うことは難しい。大部分は、周旋人と荷受人とにかかっている。概して船長の責に帰するわけにはいかないと私は思う。我々は、ホワイトアダー号の周旋人である。

私は、ホワイトアダー号の積荷の陸揚げを世話してきたが、非常に早く陸揚げすることはめつたにない。入港した積荷が荷受人の責任と負担とによって陸揚げされるという内容の回状を我々は荷受人に回覧した。私は船上に積荷を持っていた。積荷が横浜で不必要に引き留められたとは思わない。三隻の船を除き、ホワイトアダー号がロンドンから横浜までかつてなく早く来たと私は思う。

原告に対して。私は六〇日間が長すぎるとは思わない。悪天候で一〇日間、日曜日で九日間、ホワイトアダー号が作業を停止し、残された四一日間が、一〇〇〇トンの一般貨物を陸揚げするには長すぎたわけではない。兵庫で一五〇〇トンの荷物を陸揚げした船は今までにないと私は記憶している。

署名 ルードビツク・ポラノ

判決

本訴訟は、被告の船によって輸送された商品市場の損害七四ドルを回復するために提起された。船荷証券は、横浜と兵庫とに向けてのものであった。船が横浜に立ち寄る権利を有していたことは認められるが、横浜港での遅延が主張され、船が横浜でヨーロッパ向けの貨物を積み込んだことが示されている。ホワイトアダー号が積み込む権限を与えられていない積荷を積み込んだのであれば、船主は、積荷の荷受人に生じるであろう損害に対して責任を有することは疑いない。しかし、私は、証言から遅延がなかったと確信しており、レイン対ビルおよびコーマック対グラッドストーンの諸判決が、遅延がない場合には貨物の積み込みは船主に責任を負わせないと判決したと考える。被告が貨物の積み込み行為によって生じた遅延という推定事実に対して反証をあげたと私は信じる。それゆえ、私は、訴訟費用を除き訴えを却下するものである。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理
兵庫大阪英国領事館の印

申請が法廷によって命ぜられたので原告が支払うべき手数料は三ドルである。HSW

料

(後記)

本稿は、一九九〇年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。

資